

第6回 都市自治体におけるスポーツを活用した地域振興に関する研究会 議事概要

日 時：2024年11月26日(火) 13:00～15:00

場 所：対面+オンライン会議ツール（zoom）を利用したハイブリッド開催

出席者：真山達志 座長（同志社大学 教授）、成瀬和弥 委員（筑波大学 助教）、向山昌利 委員（中央大学 准教授）、黒崎泰広 委員（宇都宮市 スポーツ都市推進課 課長）、松野英男 委員（浜松市 スポーツ振興課 課長）、黒澤寛己 氏（びわこ成蹊スポーツ大学教授）

米田研究室長、加藤主任研究員、中山研究員、石垣研究員、西川研究員（日本都市センター）

議 事：○ゲストスピーカーからの話題提供

○現地ヒアリング調査報告

○報告書プロット案確認

○その他

1. ゲストスピーカーからの話題提供

○黒澤氏からの話題提供

- ・ 部活動を巡る課題は、地域移行という体育・スポーツ政策の課題だけでなく、教育公務員の労働政策の側面もあり、一概に解決策が提示できるものではないと考えている。
- ・ 2013年のOECDの調査にて、日本の教員の勤務時間は諸外国に比べて非常に長く、特に課外活動である部活動に関連する勤務時間が長いことが明らかになった。また、2016年の文科省の調査では、月80時間を超える残業が日常的に発生していることが明らかになった。
- ・ 勤務時間の長時間化に加え、専門外競技の部活動顧問を担当しているという問題点も指摘されている。高校教員の40%、中学校教員の45%が専門外の競技部活動の顧問を担当しており、教員の時間的負担に加え、専門外の競技を担当していることによる精神的な負担も大きな問題となっている。
- ・ 国の制度として部活動指導員制度がある。これまでの外部指導者は顧問の補助的な位置づけであり、単独の指導や大会引率ができなかった。部活動指導員は学校の準教員という立場であるため、単独で指導や大会引率が可能である。しかし、予算上の制約等もあり、各中学校に1～2名しか配置することができず、学校内のすべての部活動をカバーすることは難しい。
- ・ スポーツ庁は、休養日や1日の活動時間の基準を示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を2018年に作成した。しかし、あくまでもガイドラインであり、試合・大会の直前になると練習量が増えたり、ガイドラインを適用していない学校（私立学校など）との競技力の差が出てきてしまうなど、根本的な解決には至っていない。

いのが現状である。

- ・ 地域移行に関する動きとして、2020年に文科省より「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として段階的に部活動を地域に移行していく方針が示された。また、2022年にはスポーツ庁が設置した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」にて、2023年から2025年にかけて、公立中学校の休日部活動を段階的に地域に移行することを示した「部活動地域移行提言書」がまとめられた。
- ・ 報告者の所属する研究チームでは、部活動地域移行の受け皿としての大学の妥当性・実行可能性、指導人材（学生）の確保・質的保障について実践研究を行った。
- ・ 研究の結果・考察として、大学として地域移行に関与する意義は大きいこと、一定の受益者負担の収入があれば収支採算が合致することが判明し、地域移行の受け皿としての大学については、妥当性と実行可能性があることが明らかになった。しかし、課題として、大学内ですべて完結することは労務量（大学事務も含む）などの観点から現実的ではなく、事務局委託型のスキームの検討が求められること、収支予算については、部員数減少など不安定要素もあるため、生活困窮家庭への配慮（支援）も含めた、他の財政措置の検討の必要性が明らかになった。
- ・ 指導人材の確保や質的保障についても、スポーツ系の大学では非常に確保しやすいことが明らかになった。一方、派遣する際の研修プログラムの充実や学生の単位認定などの課題も明らかになった。
- ・ 今後の部活動の地域移行は、学校部活動が主体となり、外部指導者や部活動指導員が受け持つ①学校運動部主体型、曜日や種目単位で地域移行する②学校・地域連携型、③完全地域移行型といった形で、それぞれの学校・地域の実情に応じて分かれていくと考えている。
- ・ スポーツの価値を高め、学校・地域でその価値を共有し、学校文化として定着した部活動の教育性を維持することが、今後求められる部活動地域移行に関しての政策（ビジョン）となってくるのではないだろうか。また、施策（ミッション）として、学校では生涯スポーツの基盤形成を重視し、競技スポーツは協会や連盟が中心となって展開することが考えられる。加えて、具体的な事業（プログラム）として、ボランティアコーチから有償コーチ、素人コーチから有資格コーチへ移行し、指導の質とモチベーションを向上させ、事故時の対応として見舞金制度から補償制度に移行し、安心できる環境を整備すること等が挙げられる。これにより、教育性と競技性を両立させつつ、地域と学校、専門機関が連携し持続可能な仕組みを構築することができるのではないかと。

○黒澤氏からの話題提供を受けた意見交換

- ・ 今後の部活動について、保護者（家庭）の金銭的負担は避けられないと考えている。これまでは教員の負担により、何とか成立していたものであり、スポーツを行う機会を得るために一定の対価を支払うことは避けられないのではないだろうか。生活困窮家庭に対しては自治

体等から補助を行い、子どものスポーツ機会の確保の格差をなくす措置が必要となってくるだろう。

- ・ 現職の教員や教員志望の学生の中には、部活動の指導をしたくて教員になった(なろう)としている方も多い。そういった部活動指導に対して熱意のある方については、兼業兼職制度を活用し、自分の勤務している学校に限らず、自分の住んでいる地域の学校の部活動指導を行うような取組みも考えられる。強制的な部活動指導ではなく、自分の意志を持って地域のスポーツ活動に貢献することができるのではないか。
- ・ 教員の休日部活動の業務については、部活動指導だけでなく、各競技団体が実施している大会の運営なども含まれる。大会の運営なども含め、教員の負担を減らしていくことが必要であると考え。
- ・ 私立中学校については、雇用契約上で教員は教科の指導のみを行い、部活動については、外部の指導員に任せることとしている学校もあり、教員に対する雇用契約が公立中学校と異なる部分も大きい。また、高校については、部活動を生徒募集の一環として学校経営の柱としている学校も多く、一筋縄ではいかないと感じている。
- ・ 地域に古くから根付いている、柔道や剣道などの町道場を中学校部活動の受け皿としている取組みもある。地域に昔からあるものを有効に活用していくことも重要であると考え。
- ・ 地方部と都市部で必ずしも格差が生まれるかと言われるとそうではないと感じている。その地域が持っているリソースを上手く活用し、自分たちに合った形で進めていくことが重要だと考えている。

2. 現地ヒアリング調査報告

- ・ 山形県上山市・岩手県紫波町に対して実施した、現地ヒアリング調査の報告を事務局より行った。

3. 報告書プロット案確認

- ・ 研究会報告書のプロット案について確認を行った。

4. その他

- ・ 次回第7回研究会(最終回)は12月24日(火)15:00~17:00に開催予定。